



富士吉田市制60周年記念
第30回 富士山Jr.cupサッカー大会

ふじよしだ
議会だより

第110号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成22年9月1日 編集・発行 議会だより編集委員会
電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

六月定例会

平成二十二年六月定例会は、六月十六日開会され、十三日間の会期を終えて二十八日に閉会しました。

この定例会では、富士吉田市税条例の一部改正など専決処分報告六件、平成二十一年度一般会計における継続費繰越計算書など報告五件をはじめ、条例の一部改正四件、補正予算一件、指定管理者の指定一件、財産の取得一件、工事請負契約の締結二件、訴えの提起一件、人事案件一件、合計二十二件の市長提出議案を審議し、すべて承認、可決、同意しました。

また、議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、恩賜林組合会議員、広域行政事務組合議員及び山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞任に伴う補欠選挙が行われました。

なお、正副議長の選挙が行われ第五十九代議長に加々美宝議員が、第五十七代副議長に及川三郎議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は三人の議員が行い、執行者の考えをいただきました。

先に開催されました全国市議会議長会、及び山梨県市議会議長会の各総会において、議員永年勤続（十五年）一般表彰を宮下豊議員、勝俣進議員がそれぞれ表彰され、六月定例会初日の本会議前に、表彰状と記念品の伝達が行われました。

表



宮下 豊 議員

彰



勝俣 進 議員

就任あいさつ



議 長
加々美 宝



副議長
及川 三郎

市民の皆様には、平素より市政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先の六月定例会におきまして、議員各位のご推挙により私たち両名が議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、その職務の重大さを痛感しているところであります。

さて、今年は市制施行六十周年の記念すべき年であり、人間で言えば、還暦を迎えたところであり、新たなスタートを切る節目の年でもあります。

昨今の地方自治体を取り巻く社会経済状況は、依然として厳しく、一昨年来の経済不況による景気の低迷が市民生活に少なからず閉塞感をもたらしております。

しかし、一方では、地方分権の波はさらに高まり、政府は、国と地方の関係を「依存と分配」の仕組みから「自立と創造」の仕組みに転換させることを柱とした地域主権国家の構築に向け、着実に動き出しております。

行財政改革の推進、地方議会の果たす役割等がさらに重要視されつつある中、時代の潮流を的確に捉えながら、山積する諸課題の解決のため、執行機関とともに専心努力し、市民福祉の向上と市政伸展のため全力を傾注して参ることが、私たち議会に課せられた責務であると考えております。

市民の皆様の信頼と期待に応えられる議会運営を目指して、万全を期して参る所存でありますので、今後とも二層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさついたします。

議会の動き

～委員長研修を開催～

正副議長、議会運営委員会委員長、各委員会委員長等が参加し、議会運営や、議会基本条例などについて、活発な意見交換が行なわれました。

●実施日 八月五日から六日

●研修先 栃木県栃木市

●内容 議会基本条例等の調査・研究



栃木市役所にて

議会の構成変わる

定例会最終日の六月二十八日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員、富士五湖広域行政事務組合議会議員、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙が行われました。

また、議会選出の監査委員には、渡辺利彦議員が選ばれました。

【議会運営委員会】

○委員長 土橋 舜作 ○副委員長 戸田 元
○委員 奥脇 和一 秋山 晃一 横山 勇志

【総務経済委員会】

○委員長 渡辺 忠義 ○副委員長 勝俣 米治
○委員 松野 貞雄 渡辺 信隆 宮下 正男
渡辺 利彦 渡辺 幸寿

【文教厚生委員会】

○委員長 渡辺 孝夫 ○副委員長 秋山 晃一
○委員 渡辺 嘉男 宮下 豊 佐藤みどり
戸田 元 及川 三郎

【建設水道委員会】

○委員長 勝俣 進 ○副委員長 横山 勇志
○委員 太田 利政 土橋 舜作 奥脇 和一
加々美 宝

【富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会議員】

(補欠選挙)

戸田 元(上吉田区域) 松野 貞雄(明見区域)

【富士五湖広域行政事務組合議会議員】

(補欠選挙)

渡辺 忠義 渡辺 幸寿 秋山 晃一 勝俣 米治

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員】

(補欠選挙)

渡辺 忠義

【議会選出監査委員】

渡辺 利彦

六月の定例会において、編集委員の交代がありました。
市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしくお願います。

《編集委員会》

○委員長 土橋 舜作
○委員 奥脇 和一 戸田 元
秋山 晃一 横山 勇志

●六月定例会 会期日程

日程	内容
6月16日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 ○議案の採決(即決)
21日	本会議 ○市政一般質問
23日	総務経済委員会 ○付託議案の審査
24日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査
25日	建設水道委員会 ○付託議案の審査
28日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 ○監査委員の選任 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合・広域行政事務組合・後期高齢者医療広域連合議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)

●全文については、次期定例会（九月）より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

6月

渡辺 孝夫 議員



①地下水資源保護及び保全について

●一回目の質問

水の惑星と呼ばれている地球に、推定で約十四億立方kmの水が存在しているが、その内九十七・五％は海水で、地下水は〇・七二％、二十万立方kmにすぎない。又、地下水は利用できる帯水層に存在する水量は限られ、利用できる地下水は非常に少量となる。

地下水は市民共有の貴重な資源であり、地下水の水質保全、並びに地下水の涵養、水量の保全により、市民の健康と生活環境を守ることは、行政の責務だと考えている。

平成十七年度から平成二十一年度の富士吉田市地下水モニタリング調査における地下水に関する調査結果は、大きな変化は見られなかったとの報告であるが、四、五年の結果だけで、樂觀視しない方がよい。

温暖化による地球環境の変化の中で、湧水メカニズムの根本を成す積雪の減少は、数年後から数十年に渡りジワジワと水不足を、もたらすことが予想される。又、地下水の利用実態も販売用の地下水利用が、平成九年度の四・八％に対して、平成十七年度は八・九％で、さらに今年度は十％を超えることが予想される。当市の飲料水は全て井戸水に頼っており、安全で、おいしい水の確保は大丈夫かと心配する意見も寄せられている。

現在、富士吉田市は、「山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱」に基づき、第一種地下水採取適正化地域に指定されているが、要項の内容を精査してみると、本市にとって

は、不十分な要綱と思われるので、今後、安定した水道行政、地下水資源保護及び保全を行う為に、早急な対策が必要だと考えるが、どのような施策を考えておられるのか。

●一回目の市長答弁

本市の地下水の恵みの元である富士山については、究極の保全の体制である世界遺産として、目下、山梨・静岡両県はもとより国を挙げて取り組まれている。

本市においては、山梨・静岡両県及びその市町村の中で、一早く平成二十年に「富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例」を制定し、保全の体制を整えたところであるが、この条例は景観を主体にしたものであり、これに加え富士山の地下の



地下水モニタリング調査（桂川河川公園）

部分の保全、つまり市民生活にも直結している地下水についても平行して取り組みが必要が出てきた。

この二つの大きな考えの下、平成十七年から平成二十一年にかけてパインズパーク、桂川河川公園、吉田西小学校、下吉田東小学校の市内四箇所において地下水のモニタリング調査を実施し、地下水の全容を把握するための調査を行ったところであり、現在、本市の地下には常時約二十九億トンから四十四億トンの水が蓄えられていることがわかつています。また、平行して行われた慶応大学による地下水の年代測定によると、富士山に降った雨や雪が二十五年から四十年の時を経て地下水となって流れ出てきているということである。

いずれにいたしても、渡辺議員御発言のとおり、地下水は、市民共有の貴重な資源であり、地下水の保全あるいは涵養ということについては、富士山の世界遺産登録も踏まえ、まさに市の責務であると考えている。また、地下水の利用実態についても、その利用総量一〇三六万トンの中、水道水としての利用が七八二万トンと、利用総量の七十六％を占めている状況であるので、引き続き安全でおいしい水の供給と確保に努めるとともに、モニタリングの調査結果を踏まえ、本年度中に有用な地下資源である地下水の保全と適正利用を目的とした基本方針を定め参りたい。

●二回目の質問

昨今日本を始め世界のいたる所で、水不足と水質汚染が深刻な問題になっている。

我が富士吉田市では深刻な問題はなく、災害時を除いては、水に関しては心配ないと思われるが、安心していると思われぬ所から欠陥が出て来るものなので、先手先手と手を打ってこそ本当に自然が守れると確信している。

答弁の中でも、地下水の保全については重要だと認識しているとの意があるが、私の期待している答弁ではない。去年三月の一般質問

の中でも、出来る限り早い段階で地下水の保全保護に向けた条例の整備に着手していくと答弁しているが、具体的な策が見えていない。現に井戸堀削に関しては、届出の必要な大型井戸に関して、平成十八年から二十一年の四年間だけでも十八ヶ所の申請があり、市全体では大型井戸は百二十ヶ所になろうとしている。それに加えて市の水源として他に十六ヶ所存在し、合計すると百三十八ヶ所にも及ぶ。水に係わる産業が今後伸びていくことは、容易に想像でき、需要が増大する事は税収、雇用には好ましい事であるが、反面、ここに暮らす住民には将来地下水水位低下、汚染等などの心配もある。市民の皆さんにも納得して頂けるよう具体的に、そして本年度中に基本方針を定めたいとの答弁であるが、タイムスケジュールも合わせて、もっと前向きな答弁を再度お願いしたい。

●二回目の市長答弁

地下水の保全体制については、地下水は、まさに市民の水がめ的な要素があり、かつ、商品的価値のある貴重な有用地下資源であると認識しているため、地下水の保全を目的に、地下水の現況を把握するためのモニタリング調査を実施してきたところでもある。今後のスケジュールにつ

いては、九月定例市議会での地下水の保全保護のための条例案の上程を目指して、できる限りの努力をして参りたい。

県内においては、すでに山梨県を含む十一の自治体で、いわゆる地下水に関する条例が制定されているが、四箇所のモニタリング地点で毎日の地下水の水位測定、年二回の同時期同時刻での一斉測水及び年一回の九項目にわたる水質調査など、地下水の現況を把握した上で、条例等を制定する試みは本市が初めてとなる。

このようなプロセスを経て万全な体制づくりを行い、本市にとって、貴重な有用地下資源の恒久的な保全を図って参りたい。

②赤坂谷倉地内道路整備及び雨水対策について

●一回目の質問

ここ数年、市の南西部に位置する赤坂谷倉地区も、大手企業の社員寮を初め、相当数の家屋が新築されているが、谷倉一号支線、他一部の道路整備しか現在進捗されておらず、多くの道路が未整備のままになっている。総合的な開発の遅れなどにより、毎年台風、大雨のたびに道々には雨水があふれ、毎日の生活をここで送る住民にとっては、大

変な難儀を強いられている。近くの学校への通学路になっており、同時に通勤として利用する車両も多く、安全面からも早急な対策を講じていただきたい。

来年度には近くに赤坂会館が新築される事に決定しており、この機会に住民の意見を拝聴しながら、地道に計画を練る時期だと考える。この問題は、地区の人々にとって、長い間の懸案事項である。

そこで、雨水対策及び本地域の道路計画について、どのような計画を予定しているのか伺いたい。

●一回目の市長答弁

当該地域における台風及びゲリラ豪雨等の冠水被害の懸案地点となる箇所は、中央自動車道より上流の谷倉地区であり、道路整備が遅れていることから地域住民の皆様に御不便をおかけしている。

これまで、大雨の際には、緊急対策として、道路の交通規制及び上流部から流出した土砂等の撤去を行い、既存水路の維持管理に努めており、また、根本的な雨水対策については、道路計画との整合を図らなければならぬことから、道路整備のための地権者との境界立会い及び排水処理対策のため嘯川への放流箇所から最上流地点までの基礎調査を行ってきた。

しかしながら、道路の境界確認作業において、公図での官地幅四mから十一mの確保ができていない。また、基礎調査においても、全長約二・七kmにわたる主要水路への流入区域に行政区域界が複雑に入り組んでいることから、雨水対策を進める上で近隣自治体との調整が必要であり、さらに、中央自動車道及び富士急行線の横断部の拡幅等の技術的問題の解決等様々な課題がある。

今後の対策については、まず、官地幅の確保が必要であるので、地域及び地権者の御協力を得ながら、近隣自治体とも協議しつつ、進めて参りたい。

③市収蔵美術品について

●一回目の質問

当市は昭和五十七年より平成十年にかけて、日本画洋画を含めて七十点ほど購入し、所持している。四点左右上げると、横山大観昭和五十八年購入、渡辺華山昭和六十年購入、河合玉堂昭和五十七年購入の各日本画、梅原龍三郎平成三年購入の色紙等があり、富士山吉田市にちなんで、富士山に関する作品が四十点ほどある。

現在、歴史民俗博物館収蔵庫室にひっそり収められており、ほとんどの市民の皆様には、目にふれる機会がない。当時どの様な目的で購入したのか、意図はわからないが、せっかく立派な作品を収蔵しているのだから、宝の持ち腐れにならないように、吟味する必要があるのではないかと。この不況の中で、せめて名画でも見て心おむように市民の皆様に見ていただける様取り計らう事も大切ではないか。来年度には市民会館も新設オープンになるのだから、このことも踏まえて今後市収蔵美術品についてどのように活用していくのか当局のお考えをお聞きしたい。

同時に老婆心ながら、作品にどのくらいの資産価値が現在あるのか、解かる範囲でお聞かせ願う。

●一回目の市長答弁

まず、収蔵美術品の今後の活用についてであるが、絵画は非常にデリケートで、取扱いは大変難しく、市の施設に照明・湿度・防犯の面で適合した専用展示場がないことから、これまで二年に一回、期間限定で公開してきたところである。昨年度は、四月二十四日から六月七日まで「富士の色四季彩」と題して歴史民俗博物館において展示会を開催した。

来年度については、市制六十周年記念事業として、来年二月十一日から五月八日まで「富士の美」と題し、博物館において公開し、また、来年度完成予定の新市民会館においても、より多くの市民の皆様に関わっていただく予定となっている。

次に、作品の資産価値については、六十三点の作品の購入に要した金額は、一億二千万円余りであったが、長引く景気低迷や美術品の購入に対する消費の冷え込み等により、美術品全般の資産価値は下がっており、現在の価値を美術年鑑等から推定すると、購入金額の二分の一余りではないかと考えている。

●二回目の質問

当市には美術品専用展示場はないので、現在所有している美術品に関しては、常設美術館展示用、また貸し出し等による使用など等の、特別な目的を持った美術品ではないと思われる。

現在、市は税収の落ち込みなどによる厳しい財政状況から、各事業の見直しを進めており、ISO事業にかかわる経費百十七万削減等、百万単位の予算に苦勞している。予算編成の折、歳入が不足すれば、基金からの繰り入れ等から、つまり一般会社でいえば預貯金の解約などにより補う。市収蔵美術品は市の資産であるから、市の財政の逼迫した折には、一案として美術品の予算への活用も視野に入れてもよいかと考える。

年間維持費も含めて、どの様に取り扱うかは今後の課題として検討の余地はあるが、世界的な大家横山大観、富田の富士、梅原龍三郎、画伯の富田など二、三点に関しては、鑑定してみたい価値はあるのではないかと。どなたも本当の資産価値を知らないと言うのも、また今後どの様に活用するかは別にしても、公的に収蔵管理している立場から見ると、実際の価値を知る必要があるのではないかと。

●二回目の市長答弁

まず、市収蔵美術品の歳入予算への活用についてであるが、美術品の購入にあたっては、日本を象徴する霊峰富士のお膝元の市として縁があつて購入したものであり、市民の財産であります。したがって、これまで同様、市が所有し大切に受け継いでいかなければならないものと考えている。

●全文については、次期定例会（九月）より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

6月

宮下 正男 議員



①行政情報と市民との協働によるまちづくりについて

●一回目の質問

さきに行なわれた三月定例会で富士吉田市情報公開条例の一部改正があり、第一条に「富士吉田市が市政に關し市民に説明する責務」の条文が加えられた。いわゆる「説明責任」の明記である。

この「説明責任」の明記や「知る権利」の明記について、私は一期目から一般質問などを通し主張してきた。ここでやっと十年近くかけ「説明責任」が明記された事に對し、まず提案された堀内市長に對し敬意を

表する。

我市の第五次総合計画における「市民と行政の役割分担」あるいは「市民参画と協働の進展」の施策推進のためには、積極的な情報の提供や公開が必要であることは言うまでもないが、行政が市民に對し説明責任を果たすことがさらに重要になる。

情報公開条例に「説明責任」を明記したことを、今後行政の施策でどのように生かしていくつもりか、具体的に市長の考えをお聞かせ願う。

●一回目の市長答弁

情報公開制度は、「開かれた公正な市政」の実現を図ることを目的とする制度であり、市政に關して市民に説明する責務が、具体的な情報公開請求権の行使のみに限定されることなく、市の保有する情報はすべての市民の共有の財産であるとの基本理念に立ち、市民は市民に對して市政に關する情報を積極的に提供していくべきものと認識している。

これまで、本市の財政状況や総合計画、政策形成過程等、本市の行政情報全般について、広報紙やホームページなどを通じ、市民にわかりやすい内容での情報提供を行って参った。今後においても、市民の求める情報についてはもちろんのこと、市が推進する政策・施策についても議会の御理解をいただく中で、迅速に、また、より積極的に市民に情報を提供し、市民との協働のまちづくりの実現のため努力して参りたい。

●二回目の質問

平成二十一年六月に成立した、「公文書等の管理に關する法律」（公文書管理法）について、この法律では公文書の意義について「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明確に定めるとともに「行政の適性かつ効率的な運営及び、現在よりもより将来の国民に對する説明責任の全う」が公文書管理の目的であること

を明らかにしている。又、この法律は国や独立行政法人等を主たる対象機関としているが、第三十四条において、地方公共団体の文書管理に關する努力義務について定めている。適正な文書管理によって、行政が適正かつ効率的に運営

されるようにするとともに、現在及び将来の国民に對する説明責任を果たしていくことは、地方主権、地域内分権の時代にあつて国、地方を通じて強く求められていることである。

地方公共団体の文書管理について国は、自主性を尊重し努力義務としている趣旨から、法律全体の規定内容及び考え方を踏まえて自律的に必要な措置を講ずるに際し、情報提供等の支援は行っていくとしている。

我市においては、現在「文書管理規則」に基づき適正文書管理を行っていると思うが、新しい公文書管理法に基づく公文書管理条例を制定し、将来にわたり情報公開条例の「説明責任」を果たしていくべきであると考え、市長の考えをお聞かせ願う。

次に、公益法人の制度改革に基づき情報公開についてお聞きする。

情報公開法要綱案の補則の中では特殊法人等の情報公開について「その性格、業務内容に応じて情報の開示及び提供が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする」とある。

公益法人制度改革関連三法により、公益法人は不特定かつ多数の者のために活動することから、国民に對し広く情報開示を行い透明性の高い事業運営を行うことが望ましいとされ、さら

には市民社会組織が大きく活発になればなるほど、個々の公益法人などについて市民に提供する事業、その組織のありよう、財務状況などを一般市民でも容易に理解できるよう噛み砕いて情報提供することの必要性が増してくるとも言われている。

情報公開条例への「説明責任」明記を機に、何らかの形で少しでも行政と結び付きのあるこうした公益法人の情報を、議会や市民に開示すべきと考え、市長の考えをお聞かせ願う。

●二回目の市長答弁

第一点目の公文書管理法に基づく公文書管理条例の制定についてであるが、本市の文書事務の管理は、現在、「富士吉田市文書管理規則」等に基づき、文書事務の円滑かつ適正な実施を図るとともに事務の効率化及び合理化に努めているところである。

今後においては、これまでどおり「富士吉田市文書管理規則」等に沿って、市が保有する公文書の適切な管理に努めるとともに、公文書管理法の制定に伴う今後の政令等の整備、また法施行後の国の対応等について注視して参りたいと考えている。

第二点目の公益法人の情報開示についてであるが、公益法人等については、適

用団体ではないが、事業の内容によつては、その一部は、市の業務の補完、市の施設の管理など市政運営に非常に密接な関係があるものもあり、今後においては、このような関係団体に対して、情報開示について努力していただくようお願いをして参りたいと考えている。

●三回目の質問

情報公開法においては、行政機関の業務を混乱・停滞させるもの、又、国民一般の被る不利益等を勘案し不開示としなければならぬとされている。こうした情報の統制管理において重要なことは、地方公務員が地方公務員法にもあるように「上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」等を徹底する事であり、その責任は全て市長の肩にかかっていると考えるが、市長の考えをお聞かせ願う。

もう一点、電子情報の管理についてお聞きする。情報セキュリティマネジメントに對する各自自治体の取り組み状況には大きな隔たりがあると言われている、その隔たりの差はトップの考え方と指導力によるとも言われているが、電子情報セキュリティに對する基本的な考え方と「技術面」「運用面」に對する現状の問題点とその対策について、どうお考えかお聞か

せ願う。

●三回目の市長答弁

不開示情報等については、守秘義務や法令等の遵守などの服務規律について、新採用職員研修をはじめとする職員研修をもとより、日々の業務における上司の指導など、あらゆる機会を通じて、その徹底を図ってきているところであり、今後においても、公平公正で透明な行政運営を確保するため、職員の育成指導に努めて参りたい。

次に、電子情報セキュリティ対策について、平成十五年には「富士吉田市情報セキュリティポリシー」を策定し、毎年、情報管理体制の見直しを行うなど、現時点で考えられる万全なセキュリティ対策を講じてきている。

本市では、市民の個人情報をはじめ、行政運営上重要な情報などの電子情報を「資産」として捉え、リスク管理に対する職員の意識の向上を図るとともに、職員個人の裁量でその取扱いが判断されることのないよう組織としての意思統一を図っている。

今後においても、刻々と変化する社会の情勢に対応していくため、引き続き情報セキュリティ対策に積極的に取り組んで参りたい。

②指定管理者制度について

●一回目の質問

総務省は、昨年十月に「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」を発表した。今回は二〇〇九年四月現在における状況調査であり二〇〇六年九月時点の調査に続く二回目であった。

この間における制度導入施設は全国で六万五千五百六十五施設から七万二千二十二施設に増えている。今回の調査において最も際立った特徴は、この三年間で指定取り消し、業務停止、期間満了取り止めが二千百件と激増し、導入前から危惧されていた問題の多くが現実化したとも言われている。

幸い我市においては現時点で指定取り消し、業務停止等は発生してはいないが、二〇〇八年六月に出された総務次官通知の指定管理者制度運営の見直しや、改善の留意点に對しどう対応されたのか、現時点における我市の指定管理者制度の運営におき指定取り消し、業務停止等全国的に危惧されている問題点をどう精査し対応されているのか、お聞かせ願う。

●一回目の市長答弁

本市においては、平成十

七年六月に「富士吉田市の指定管理者制度の導入に関する基本方針」を策定するとともに、「富士吉田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を制定し、これらを基本として、これまで二十一年の施設について、指定管理者制度を導入している。

地方自治体にとっては行政改革を推進し、効率的な行政運営による自立した自治体への変革が求められていた時期とも重なり、本市においても、指定管理者制度の継続が直営かの検討を含め、課題の検証を進めていたところでもある。

このような中、宮下議員御質問のとおり、総務省事務次官からの指定管理者制度運用に関する通知により、三つの留意事項が示された。この通知を尊重する中で検討を重ね、昨年度、目先の経費削減だけではなく、中長期的な展望に立ち、公共サービスの質の向上を重要視することを基本的な方針とする「富士吉田市指定管理者制度運用ガイドライン」を策定したところである。

このガイドラインでは、指定管理者の募集、申請、選定、協定、指導・監督、指定取消し、モニタリングなど一連の事務・運用上の手続き方法、市職員及び公の施設に関する外部有識者の委員で構成する「富士吉田市指定管理者候補者選定

委員会」による公平かつ適正な選定方法、リスク分担や損害賠償に関する事項などについて細かく定めている。

また、指定管理料については、経費総額を積算した上で、年度協定書により締結することとしており、経費が不足することとなった場合は、リスク分担表により対応することとしている。今後においても、このガイドラインにより、新たに指定管理者制度を導入する施設はもとより、既に導入した施設においても適正な制度運用を図り、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図って参る。

●二回目の質問

導入状況調査の結果で大きくクローズアップされた問題は、指定取り消しや業務停止が激増したことである。指定取り消し等の理由で最も多いのは、「費用対効果・サービス水準の低下」で、次いで「管理者の経営困難等」となっている。直接的には指定管理者の資質、経営能力が問われるが、行政側の責任も大きく、「公の施設」への制度運用のあり方をどう考え、どんな検討をし管理者選考を行ったのか根本的なところが問題視されている。

幸いに我市においては、こうした大きな問題は発生していないが、行政の運用の

仕方によっては、いつでも問題は発生するものと思う。こうした全国的に問題点が生じていることに対して、行政側はまず、財政危機を背景に安易な制度運用や競争主義による委託料の大幅な削減をせず、長期的な人材育成による市民との協働によるまちづくりを目指すべきであると考えているが、市長の考えをお聞かせ願う。

又、指定管理者選定にあたっては公募を基本とし公平、公正なシステムを維持すべきと考えるが、市長の考えをお聞かせ願う。

さらに、指定管理者選定はいわゆる「請負」にはあたらなないと考えるが、市長や議員等が関係する自治法上の兼業禁止の規定に対して、どのように解釈されておられるかお聞かせ願う。

●二回目の市長答弁

指定管理者制度を導入した施設については、年一回、管理運営状況や業務実績などを評価・検証し、指定管理者の取組意欲を高め、自主性や創造性を十分に発揮できるように、指定管理者の育成を行うこととするなど、指定管理者制度の適切な運用に心がけている。

次に、指定管理者選定に伴う公募についてであるが、適切な競争によるサービスの向上を図るとともに経費の節減を図るため、本市で

は原則として公募するものとしている。また、選定委員には、民間の有識者にも参画していただくなど、公平、公正な選定システムにより行うこととしている。

次に、地方自治法における兼業禁止についてであるが、指定管理者制度に基づく施設の管理運営業務は、行政処分という措置により公の施設の管理運営を指定した業者に行わせるものであるため、宮下議員御質問のとおり、市に対する請負にはあたらなず、長や議員の関連する団体の請負を禁止した地方自治法の兼業禁止規定は適用されないものと考えている。

その一方で、まだ事例は少ないものの、他の自治体においては、より公平性・透明性を確保するため、地方自治法の兼業禁止規定に準ずる取扱いを行っているところもある。

本市においては、指定管理者制度導入当初、適切な民間事業者が少なかったこともあり、市が出資又は設立した団体が指定を受けているケースが多い状況である。

こうしたことから、この規定については、指定管理者制度の更なる検証、全国的な状況などを勘案し、今後、検討を進めて参りたいと考えている。

●全文については次期定例会(九月)より、富士吉田市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

6月

秋山 晃一 議員



①三十人学級の全学年での実施について

●一回目の質問

少人数学級について、市長の答弁を見ると、その教育上の効果はあると認めている。

現在、山梨県全体で「かがやき30プラン」が実施されていて、小学校の一、二年生が三十人以下のクラス編成に、さらに中学一年生が三十五人以下のクラス編成となっている。そうした現状の上で、市長は平成十九年六月の議会で「今後とも少人数学級の実現に向けて、関係機関である南都留教育委員会連合会等を通

じて、山梨県に対してさらなる教員の増員も要望していく。」と答弁された。

翌年の平成二十年十二月の議会では「県教育委員会に対して小・中学校全学年での三十人学級の早期実現をはかっていたかどうかについて要望していく」と答弁され、一歩進んで少人数学級は全学年での実施が望ましいという考えを明らかにされたが、この考えは現在も同じか。また、今もそのような考えであるならば、まず、これまでに、それをどのような形で、県に伝えているか。

OECD加盟三十ヶ国中一学級あたりの児童数の編成で日本はワースト2であり、世界の趨勢は小学校にあたる年齢段階でのクラス編成は二十人から二十五人程度である。また、小学生の保護者からも「いじめ・不登校の問題解決、LD学習障害、ADHD注意欠陥・多動性障害等特別な支援の必要な子どもへの対応のためにも、三十人学級の拡大を国、県に働きかけていた

だきたい」という声もある。このような声にこたえて、ぜひ県に対して強く要望していただきたいと考えるが、いかがか。

次に、市独自のとりくみで三十人学級の拡大を実施することについてはいかがか。

昨年十二月の議会でも、市長は、「より学校現場で必要とする人材を緊急雇用として雇用していく」と述べられたが、実際に配置されたのは別の職種の方であった。富士吉田市にも少子化の影響は表れており、少子化そのものは喜ぶべきことではないが、少人数学級を行うにはチャンスである。今後少人数学級のために市費で教員を雇用していく考えはあるか。

次に、教育長にお伺いする。教育長は長く教員として教育現場におられたので、少人数学級のもたらす教育的効果をつかんでおられると思う。ぜひ少人数学級推進のリーダーとして、内容的なものを豊かにする役割を果たしていただきたいと考えるが、いかがか。

全国に先駆けて全学年での三十人学級を実施した山形県では、子供の変化として不登校が減ったことについて、「小人数の利点を生かしたきめ細かな教育が意図的に実施され、授業改善や人間関係づくりに努力した結果が影響した」とされ

ている。

不登校は当市の教育課題であるので、少人数学級のもたらす教育的効果を幅広く考えたとりくみを推進するような検討委員会のようなものが必要ではないか。

さらに、現在三十人学級および三十五人学級に関係する児童・生徒の保護者・教員に少人数学級に対する思いや評価をつかむためのアンケート調査などを実施してはどうか。

●一回目の市長答弁

少人数学級の早期実現について、少人数学級の実現が望ましいという考えは今も変わっていない。また、少人数学級の実現に向けたこれまでの取組みについて

は、南都留市町村教育委員会連合会及び山梨県市町村教育委員会連合会を通じて山梨県教育委員会に対し要望を行い、また、国に対しては、山梨県都市教育長会及び全国都市教育長協議会を通じて強く要望しているの

で、今後も引き続き強く要望していく。

次に、市独自の少人数学級の拡大の実現については、本市においては、未来の日本を担う子どもたちの教育のため、市費にて、小中学校に教員十二名、特別支援教育支援員六名、また緊急雇用創出事業による学校環境支援スタッフ四名を雇用し、小中学校への総合

的な支援を行っている。今後においても、少人数学級の実現について、国・県・市それぞれの役割に従って対応していく。

●教育長答弁

少人数学級の効果については、児童生徒の実態にあったきめ細かな対応につながり、生活指導や生徒指導の充実にもつながるものと考えており、必要性は充分認識していることから、改めて検討委員会の設置をするまでもなく、今後とも実現に向け関係機関に要望していく。

アンケート調査については、全国各地の少人数学級の教育的効果に関する調査結果を見ても、少人数学級についての取組みに対する肯定的な意見がほとんどを占めているので、一日も早い全ての学年での少人数学級の実現に向け、県及び国に対して強く要望をしていく。

●二回目の質問

市長は「少人数学級実現の考えはかわっていない」と答弁され、教育長も「教育的な効果は疑いがない」と答弁されたので、次はその実現のためにどのような手立てをとるかであるが、国としての制度がなくなると、地方で先行的に実施している施策はいくつもあ

級拡大のとりくみは県に対する最大のアピールとなるのではないかと。国、県の一步先をすすむような事業を期待するがいかがか。

●二回目の市長答弁

義務教育の学級定員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められており、市町村独自の少人数学級への取組みは認められるものではない。しかしながら、学校現場においては、よりきめ細かな指導体制が必要ことから、本年度には市の経費負担により学校現場の要請に沿った総合的なサポートとして二十二名を雇用し、指導体制を整備している。

今後においても、少人数学級の完全実施に向け、国県へ強く要望していく。

②放課後児童クラブ等について

●一回目の質問

児童保育への入所希望は年々増加している。また、今年度からは条例を制定して利用負担金もとるようになったことから、ますます児童保育が本来果たすべき役割をより高いレベルで果たすることが求められる。七十人規模の児童クラブについては、ひとつの集団としての運営のようで、七

十人近い低学年の児童がひとつの所でおやつを食べている状態である。

各地の大規模児童保育では、子どもたちの生活をめぐって、事故やトラブルが絶えないという報告もある。この七十人近い数の子が在籍する児童クラブも二箇所に分けるなどの改善が必要ではないかと考えるが、いかがか。

次に、現在児童クラブはコミュニティセンターや自治会の会館の一部を使っているが、それぞれの建物の安全性、つまり耐震は大丈夫か。長時間、家庭のようにして過ごす建物の安全性を点検すべきだと考えるが、いかがか。

小学生の放課後・地域での生活のあり方は、それぞれの生活や必要に応じて多様な形が必要であるが、放課後の、児童の生活のありかたについて、どのように考え検討されているのか。

●一回目の市長答弁

七十人規模の放課後児童クラブを二箇所に分けるなどの改善策についてであるが、秋山議員御質問の明見小学校区の「かぜのこクラブ」については、今年度二十人余りの入所者が急増したため、クラブの分離などの対応を図ったところであるが、新規に会場を増やすことは実現できず、安全な保育を第一に考え、代りに

かぜのこクラブ保育風景



指導員を増員するとともに、当面、一・二年生と三年生を二つのクラスに分け事業実施することとした。今後、夏休みなどを控え、さらにスペースを増やすことなどを検討していく。

建物の安全性については、あるが、放課後児童クラブは低学年の児童が利用しているの、安全な保育を行うことや子ども目線からの建物の安全性の確保は最優先と認識している。

建物の耐震性については、十二箇所の施設のうち、耐震診断により三箇所の施設で補強工事が必要となり、二箇所については、すでに補強工事を終え、残り一箇所の明見コミュニティセンターについては、来年度に耐震補強工事を実施する予定となっている。

次に、放課後の児童の生活のあり方については、子

どもの地域での居場所の確保として、施設面、事業活動など、多様かつ豊かに取り組む必要性はかねてより認識している。市全体の他の施策との兼ね合い、財政計画などを見据えながら事業実施していく所存である。

本年三月議会に制定した「富士吉田市放課後児童クラブ条例」により、開設時間の延長や月一回土曜日保育の開催など、さらに拡充した保育の提供を図っている。

今後においても、地域性や地域の実情を把握、勘案する中で、子どもたちの放課後の生活を地域全体で支えるための居場所の確保に努めていく。

●二回目の質問

助成単価については、国が適切な規模とした四十人前後が一番高いので、この点からも早急に適切な規模としていただきたい。

十五年前に始まったこの事業も開設場所、内容でも、吉田の児童保育はすばらしいものになってきた。充実した保育内容にはその土台となる施設も関係するので、その応援を市がすべきである。

かぜのこクラブの改善方向について、来年度に施設の耐震補強工事ということであるが、今年度はどのようにしていくのか、具体的

に示すべきであると考えているが、いかがか。

次に、全児童を対象とした放課後の居場所づくりについて、平成二十年の六月議会で市長は「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することは、非常に大切なことであると認識している。」と答弁されており、さらに、放課後子ども教室についても、一つの小学校での実施と「今後においては、未実施校と協議をしつつ、需要を見極めながら、順次取り組んでいく」と答弁されている。さらに、児童館の設置については、「児童室を設置している現有施設の機能向上を含め検討し、児童の居場所づくりを推進していきたい。」とも答弁されている。

それから、二年間が過ぎているが、今の答弁では具体性に欠き、今からこの考えのもとにスタートしていくように受け取らざるを得ない。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係、児童厚生施設の設置など市としてどのような事業展開を考えておられるのか、放課後の児童の生活のあり方について、二年間の取り組みを踏まえた具体的な答弁を再度求める。

●二回目の市長答弁

本市では、放課後児童ク

ラブの運営については、これまで国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」を基本に置きながら事業運営を図ってきたところであり、ガイドラインでは、四十人程度の規模とすることが望ましいとされている。したがって、「かぜのこクラブ」についても、この考え方に基づき、適切な規模のクラブに再編することにも、安全な施設の確保に努めていく。

具体的には、児童の安全性を第一に考え、本年度については、次年度実施予定の施設の耐震補強工事に伴う代替施設の確保の作業と併せて、現状把握等情報収集する中で、関係する部署や機関との調整を図り、場所の確保に努めていく。

次に、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の関係についてであるが、両事業ともに国が策定した「放課後子どもプラン推進事業」により実施しており、究極の目的とするところは、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童を健全に育成することにある。

本市におけるこれまでの両事業の取組みとしては、「放課後子ども教室」はスタートして一年半が経過したところであるが、この間、カリキュラムの充実・スタッフの増強・受け入れ児童

の拡大など、教室としての質的な向上を図ってきたところである。また一方の、「放課後児童クラブ」についても、クラブの増設や指導員の増員配置・さらには拡充した保育の提供を図る目的で条例を制定し、開所時間の延長や開設日の増加などに努めてきたところである。

いずれにしても、両事業とも福祉施策と教育施策として異なった方向からの取り組みとなっているが、対象者は重なっている。今後においても、教育委員会と連携し、地域の実情に即した対応を図っていく。

児童厚生施設の設置についてであるが、市の関連施策については、私はもちろんのこと、職員も常に意識し、幅広い視野を持ち、考え、庁内議論についても活性化しており、その必要性を十分に認識している。

しかしながら、本市を取り巻く社会経済状況を勘案すると、現段階では既存施設を有効活用し、施設の安全性などに細心の注意を払うとともに、クラブの機能運営におけるソフト面の強化など、施策の充実を図ることがより現実的であると考えている。

したがって、児童厚生施設の整備までには時間を要するものと認識している。御理解を賜りたい。

委員会の審査から

□総務経済委員会 □文教厚生委員会 □建設水道委員会

総務経済委員会

●審議案件

①議案第四十一号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

②議案第四十二号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

③議案第四十六号

平成二十二年年度富士吉田市一般会計補正予算(第一号)

●審議結果

①本案は、「富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「富士吉田市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正でありまして、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、育児又は介護を行う職員の勤務条件、育児休業等について所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、職員の給与から生命保険料、積立金等を控除するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、平成二十二年年度富士吉田市一般会計補正予算第一号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億四千二百八十六万六千円を追加し、総額を百九十五億六千五百八十六万六千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金一億三百二十一万八千円、民生費国庫補助金二千六百万円等を増額するものであります。

歳出では、情報管理費九千二百二十七万四千円、老人福祉費二千六百万円、予防接種費千二百五十一万円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の中で、介護に従事する職員が、育児の

ために職を離れることのないよう、施設内の保育所に関わることについては、施設

側と連携して、来年度以降も対応してほしいとの要望がありました。

文教厚生委員会

●審議案件

①議案第四十三号

富士吉田市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

②議案第四十四号

富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について

●審議結果

①本案は、「富士吉田市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、看護専門学校の経営の改善を図るため、平成二十三年度生からの入学検定料、入学金及び授業料の額について所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、庁内の検討委員会のような事務的な検討だけではなく、富士北麓の広域的な規模で恩賜林組合も含め、将来の学校の存続も併せて政治的な検討が必要であるとの意見

がありまして、また、県の補助金をより多く獲得できるように、より一層の努力をしてほしいとの要望がありました。

なお、本案に対し、現在子育て支援として、高校生までも授業料無料化の時、授業料等値上げは、到底市民の理解は得られないので反対である。設置目的を踏まえ、今後の学校運営等を検討する中で、市民の理解の得られる授業料等の改正

を行なうべきであるとの反対討論がありました。

建設水道委員会

●審議案件

①議案第四十五号

財産の取得について

●審議結果

①本案は、財産の取得についてでありまして、(仮称)富士吉田市民文化エリア周辺施設整備事業として、エリア周辺の生活道路環境の

向上を図るため、富士吉田

市市下吉田字松山下六八七番地先の建物を二千八百十三万七千七百円で購入するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市市下吉田字松山下六八七番地先の建物を二千八百十三万七千七百円で購入するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案の処理結果（6月定例会）

議案番号	件 名	結 果	内 容
報告第4号	専決処分報告について	承認	富士吉田市税条例の一部改正であり、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、65歳未満の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の変更、市たばこ税の増税など、所要の改正を行ったもの。
報告第5号	専決処分報告について	承認	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正であり、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国保税における基礎課税額等の限度額の引き上げ、失業者に対する国保税の軽減、旧被扶養者の国保税の軽減、旧被扶養者の国保税の軽減期間の延長など、所要の改正を行ったもの。
報告第6号	専決処分報告について	承認	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算第12号の専決処分報告であり、歳入歳出にそれぞれ1,735万2千円を追加し、総額を208億9,980万円としたもの。
報告第7号	専決処分報告について	承認	平成21年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第4号の専決処分報告であり、歳入歳出からそれぞれ2,300万円を減額し、総額を18億2,348万2千円としたもの。
報告第8号	専決処分報告について	承認	平成21年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第5号の専決処分報告であり、歳入について、財政調整基金繰入金1億1,152万3千円を増額し、療養給付費等交付金1億円、高度医療費共同事業交付金1,152万3千円を減額したもの。
報告第9号	専決処分報告について	承認	平成21年度介護予防支援事業特別会計補正予算第2号の専決処分報告であり、歳入について、一般会計繰入金250万円を増額し、介護予防サービス計画費収入250万円を減額したもの。
報告第10号	継続費繰越計算書について	報告	平成21年度富士吉田市一般会計において、平成21年度から平成22年度までの2か年継続事業、選挙管理委員会事業外3件につき、平成21年度の年割額のうち860万975円を翌年度へ通次繰越したもの。
報告第11号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成21年度富士吉田市一般会計において、富士吉田市コミュニティセンター管理事業外28件17億5,311万250円を翌年度へ繰越したもの。
報告第12号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成21年度富士吉田市下水道事業特別会計において、公共下水道建設事業1,323万円を翌年度へ繰越したもの。
報告第13号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成21年度富士吉田市大明見水道特別会計において、大明見水道施設整備事業4,592万4千円を翌年度へ繰越したもの。
報告第14号	予算繰越計算書について	報告	平成21年度富士吉田市立病院事業会計において、「富士吉田市立病院北別館増築事業及び放射線治療装置整備事業」11億9,000万円を翌年度へ繰越したもの。
議案第41号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可決	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律等の施行に伴い、育児または介護を行う職員の勤務条件、育児休業等について所要の改正を行うもの。
議案第42号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	職員の給与から生命保険料、積立金等を控除するため、所要の改正を行うもの。
議案第43号	富士吉田市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	看護専門学校の経営の改善を図るため、平成23年度生からの入学検定料、入学金及び授業料の額について所要の改正を行うもの。
議案第44号	富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市立青少年センターの管理について指定管理者を指定するもの。

議案番号	件 名	結 果	内 容
議案第45号	財産の取得について	可 決	(仮称) 富士吉田市民文化エリア周辺施設整備事業として、エリア周辺の生活道路環境の向上を図るため、富士吉田市下吉田字松山下687番地先の建物を2,813万7,700円で購入するもの。
議案第46号	平成22年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	可 決	歳入歳出にそれぞれ1億4,286万6千円を追加し、総額を195億6,586万6千円とするもの。
議案第47号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可 決	児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、父子家庭にも支給されることとなった児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害補償との調整について所要の改正を行うもの。
議案第48号	工事請負契約の締結について	可 決	富士吉田市立下吉田東小学校屋内運動場改築（建築主体）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの。
議案第49号	工事請負契約の締結について	可 決	富士吉田市立富士小学校の屋内運動場改築（建築主体）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの。
議案第50号	訴えの提起について	可 決	市有地の土地賃貸借契約を締結していた者の法定相続人である相手方に対して、建物撤去及び土地明渡し等を求める訴えの提起をするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をもとめるもの。
議案第51号	富士吉田市監査委員の選任について	同 意	富士吉田市監査委員に渡辺利彦氏（下吉田5472番地）を選任するもの。
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	選 任	議会運営委員会委員を選任するもの。
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選 任	総務経済、文教厚生、建設水道の3常任委員会委員を選任するもの。
選挙第2号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選 挙	補欠選挙で、上吉田区域の戸田元議員、明見区域の松野貞雄議員が当選。
選挙第3号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	選 挙	補欠選挙で、渡辺忠義議員、渡辺幸寿議員、秋山晃一議員、勝俣米治議員が当選。
選挙第4号	山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	選 挙	補欠選挙で、渡辺忠義議員が当選。
選挙第5号	富士吉田市議会議長の選挙について	選 挙	第59代議長に加々美宝議員が当選。
選挙第6号	富士吉田市議会副議長の選挙について	選 挙	指名推選により、第57代副議長に及川三郎議員が当選。

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
☎0555-22-0612（直通）


Mt. FUJI INTERNET
マウント富士インターネット

光ネクストハイスピードタイプ
(下り200M) 提供中！

**期間限定！新規申込み“議会だより広告見た”で
プロバイダ料金 3ヶ月間無料！**（平成23年3月31日まで）
※ 年一括払いで自動口座引落をお申込みの新規契約のお客様に限りです。

お申込みは、0120-223-842 まで

光ネクストファミリー系タイプ プロバイダ料金	
月額	年一括払い
1,470 円	16,170 円

インターネットに関して
質問・わからない事など
お気軽にお問合せ下さい。

※別途N T T回線の契約が必要となります。

詳しくは 


株式会社 コム

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田 864-1 第2タキシゲビル 3F
電話 0555-22-8901 ファックス 0555-22-8902
URL : <http://www.kkcom.co.jp/> MAIL : tech@kkcom.co.jp

有
料
広
告